

社会福祉法人かやの実社

平成 27 年度事業報告

はじめに

平成 27 年度は 1947 以来長らく続いてきた現行の保育制度，幼稚園，保育園の仕組みが根本から改められ，「子ども・子育て新システム（公定価格）」が施行された。これに伴い，東京都ではサービス推進費の見直しが行われ，各自治体では，子育て推進交付金の運用，ならびに単独助成の運用について見直しが行われた。また，保育士給与の改善加算が民改費に加算されているが，それを 32 歳（民改費上限）以降の昇級，昇格財源ではなく 32 歳までの給与加算に使用するように自治体や保育団体から使途の指定を支持されるケースもあり，法人給与の独立性に問題が生じている。また，法人で定める給与を職責に応じた昇格制度の導入を求めるなどの動きがあった。なお，保育単価から公定価格への移行にともない，羽村市の地域手当が 0 % から 10 % に改定され，これまで地域手当を 12 % で運用してきた法人負担分が大幅に軽減されることになった。

東京都においては，サービス推進費の一部見直しの他には大きな動きはなかった。各自治体に於いては，新制度の公定価格移行に伴い，大きなものでは① 11 時間保育士人件費相当（旧都加算常勤 2 名），休日・夜間保育事業費など，千万円単位の加算を廃止するなどの動きなど，新制度移行にかかる混乱が起きたが，都内各自治体では概ね従来の水準を維持する方向で落ち着きつつある。また，東京都の職員給与の仕組みの改定により，東京都社会福祉協議会が定める参考給与の仕組みが見直しとなり，国の処遇改善費の支給方法，昇格制度の導入などと相まって，28 年度は多くの法人で給与制度の見直しが必要となる。

羽村市に於いても新制度への移行に伴い，詳細未定のままの施行となったが，最終的に市の予算は従来の水準を概ね維持しており，年度当初の混乱は落ち着きつつある。

かやの実社では，当初 27 年度事業の計画であったが，26，27 年の 2 カ年事業に変更されたさくら保育園の施設整備が，入札のやり直し，基礎コンクリート打設時の長雨，基礎コンクリートの不具合補修等により工期が伸び，28 年度までかかる 3 カ年事業となった。ただし，園舎本体は 27 年度内に工事が完了し，28 年度より新園舎での保育が可能となった。

Ⅰ．保育をとりまく状況

1．国の動き

Ⅰ 子ども子育て支援新制度（内閣府）施行

1 平成 28 年度予算案，平成 27 年度補正予算について

平成 28 年度の消費税率引上げによる増収額計 8.2 兆円のうち 1.35 兆円が社会保障の充実にあてられ，そのうち子ども・子育て支援新制度の実施と社会的養護の充実に 5,939 億円確保。（内訳：量的拡充 3,719 億円，質の向上 2,220 億円）予算案の主要施策として，多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減，事業所内保育などの企業主導の保育所の整備・運営等の推進など。

2 公定価格の対応について

公定価格の対応について，平成 27 年度国家公務員給与改定に伴い補正予算より財源を確保した上で，4 月 1 日に遡及して新単価を適用。（平成 27 年度中の公定価格単価の引上率：1 号施設型給付に係る公定価格 1.49%，2・3 号施設型給付及び地域型保育給付に係る公定価格 1.29%），また平成 28 年度公定価格単価表（案）も示された。

3 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要について

チーム保育推進加算が創設され，保育士の負担軽減やキャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。幾つか加算要件があり，職員の平均勤続年数が 15 年以上などとしている。

4 その他

子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため，事業所内保育業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに，一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。

○ 保育所等における業務効率化推進事業

(1) 保育所等における ICT 化の推進・本事業は，今回の補正 1 回限りの措置ですのでご留意願います・保育人材確保の推進を図るため，国の補助率を高率

に設定 (通常 1/2 →今回 3/4) としております。

(2) 事故防止や事故後の検証のためのカメラの設置促進・本事業は、今回の補正 1 回限りの措置ですのでご留意願います・「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」(内閣府主催)においても、保育所等でのビデオ設置が重要と議論されております・保育所等におけるビデオの設置促進を図るため、国の補助率を高率に設定 (通常 1/2 →今回 3/4) としております。

○ 保育士修学資金貸付等事業

(1) 保育士修学資金貸付事業・保育人材確保の推進を図るため、国の補助率を嵩上げ (3/4 → 9/10) するとともに、地方負担分 (1/10) についても、特別交付税措置を講ずることが予定されております・本事業の国負担分について、3 年分を計上しており、安定的に貸付事業を運営することが可能となる仕組みとしております・「保育補助者雇上支援」(下記 (2) において、保育補助者が雇上期間中に保育士資格取得すれば、貸付金の返済を免除する仕組みとしております。

(2) 保育補助者雇上支援事業、保育補助者雇上強化事業 (※ 28 当初)・保育人材確保の推進を図るため、国の補助率を高率に設定 (9/10) するとともに、地方負担分 (1/10) についても、特別交付税措置を講ずることが予定されております・平成 28 年度当初予算案における保育補助者 (短時間勤務) の雇上げに対する補助では、国の補助率を 3/4 としております・本事業は、保育士の処遇改善と並び主要課題である、勤務環境改善に資するものとなっております・本事業は、保育補助者が雇上期間中に保育士資格取得すれば、貸付金の返済を免除する仕組みとしており、保育士資格取得の裾野を拡げるものとなっております・本事業の国負担分について、3 年分を計上しており、安定的に貸付事業を運営することが可能となる仕組みとしております

(3) 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援事業、潜在保育士の再就職支援事業・保育人材確保の推進を図るため、国の補助率を嵩上げ (3/4 → 9/10) するとともに、地方負担分 (1/10) についても、特別交付税措置を講ずることが予定されております・本事業の国負担分について、3 年分を計上しており、安定的に貸付事業を運営することが可能となる仕組みとしております・本事業は 2 年間保育所等で勤務すれば貸付金の返済を免除する仕組みとしており、潜在保育士の復職支援としての効果が期待できます。

○ 若手保育士や保育事業者への巡回支援事業

本事業は、1 若手保育士の離職防止、2 保護者対応への支援、3 保育士の質

の向上・事故防止など多様な課題に対応するものとなっております。

○保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業

本事業は、1 質の高い実地経験によるスキルアップ・定着促進、2 多様な職場の経験によるキャリアアップ、3 保育士養成施設の学生の保育所就職率の向上に資するものとなっております。

○保育所等防音壁設置事業 (H27 補正)

本事業は、近隣住民等に配慮した防音対策として、保育所等（既存園を含む。）の防音壁設置に要する経費を支援するものです。

補助基準額としては、600 万円程度、補助率は国 1/2、市区町村 1/2 を予定しています。対象となる設置主体は、保育所等整備交付金と同様です。（※申請後速やかな設置が可能な案件のみ対象（平成 27 年度内）。）

賃借料加算の充実

○概要

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

○見直し後の単価例

（保育所：A地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額		見直し後単価	見直し後 年額
20人	6,500円	1,560千円	➡	16,800円	4,032千円
21人～30人	4,500円	1,620千円		11,700円	4,212千円

（小規模保育事業A型：A地域：都市部）

定員区分	現行 公定価格単価	年額		見直し後単価	見直し後 年額
6人～12人	4,100円	590千円	➡	21,500円	3,096千円
13人～19人	5,200円	1,186千円		27,300円	6,224千円

チーム保育推進加算の創設

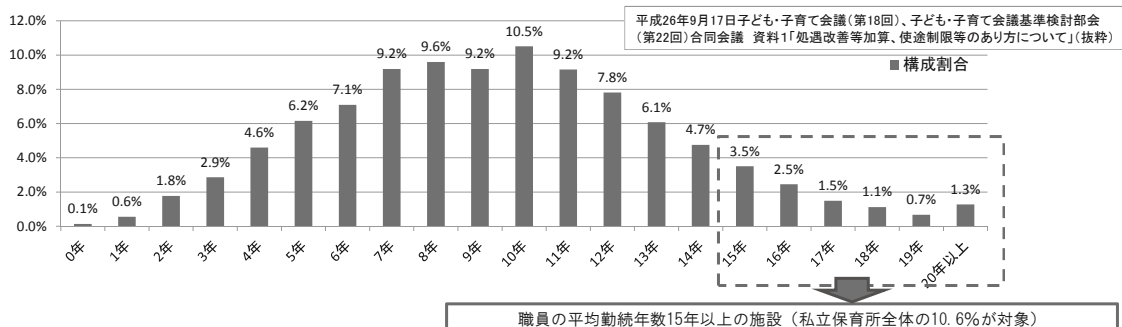
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことの出来る環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考)私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



資料2

保育士等の処遇改善

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ(27年度補正、28年度当初)

	格付け	本俸基準額		人件費(年額)	
		平成27年度当初	平成27年度改定後	平成27年度当初	平成27年度改定後
保育士	(福)1-29	197,268円	199,920円(+2,652円)	約363万円	約370万円(+1.9%)

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費(年額)	
		平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保育士	(福)1-29	195,228円	197,268円(+2,040円)	約356万円	約363万円(+2.0%)

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

資料3

平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応の具体的な取扱いについて

1. 対応方針

- 平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応については、平成27年度においては補正予算により財源を確保した上で、4月1日に遡及して新単価を適用することとなるが、自治体および事業者の事務負担の軽減により、早期の追加支給を図る観点から、平成27年度中においては以下のとおり取り扱うものとする。
 - ・ 国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格単価について個々に見直しをする通常の方式に代えて、平成27年度公定価格単価表に基づく年間総支弁額（見込）に2. に掲げる引き上げ率を乗じた額から利用者負担額を減じた額を子どものための教育・保育給付費国庫負担金の平成27年度所要額とする取り扱いとする。
 - ・ これにより、各事業所の公定価格収入は、平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応がなかったとした場合の収入額から、2. に掲げる引き上げ率だけ増加する結果となる。
 - ・ 2. に掲げる引き上げ率については、各公定価格項目の積算上の人件費から機械的に算出されるものである。
- 上記の取扱いは、平成27年度中に限った取扱いであり、平成28年度の単価については国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式により、単価改定を実施する。

2. 平成27年度中の公定価格の引き上げ率

- 2・3号の施設型給付及び地域型保育給付 1. 29%

3. 具体的な算式（2・3号）

- $$\text{平成27年度公定価格単価表に基づく年間総支弁額（見込み）} \times (\text{100\%} + \text{平成27年度中の公定価格単価の引き上げ率}) - \text{利用者負担額}$$

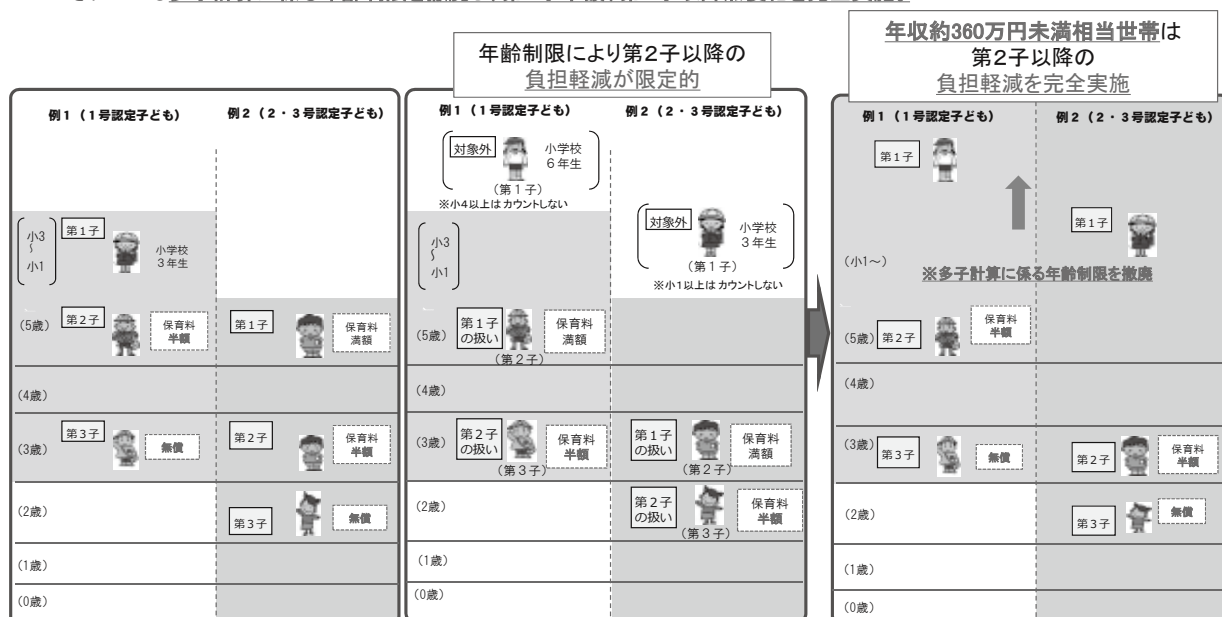
資料4

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算（案）所要額 国費：100億円（公費：214億円）

●多子世帯の保育料負担軽減

- 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で
 - ・ 1号認定子どもについては、小学校3年生まで
 - ・ 2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
 とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。



資料5

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：26億円(公費：54億円)

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

○1号認定子どもについて

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 16,100円 第2子 8,050円	15,100円(1,000円引き下げ) 7,550円(上記の半額)	7,550円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)

-374-

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行 保護者負担額(月額)	現行のひとり親世帯等の負担軽減 保護者負担額(月額)	負担軽減の拡充 保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	第1子 16,500円 第2子 8,250円	15,500円(1,000円引き下げ) 7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額) 0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	第1子 27,000円 第2子 13,500円	27,000円(基準額表どおり) 13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額表の半額) 0円(無償化)

資料6

広域的保育所等利用事業の概要

広域的保育所等利用事業の実施により、児童を安心して育てることができるような体制整備を行う。

【子ども送迎センター事業（現行事業）】

近隣に入所可能な保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等でも利用を可能にするため、保護者にとって利便性のよい場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等による児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する事業。

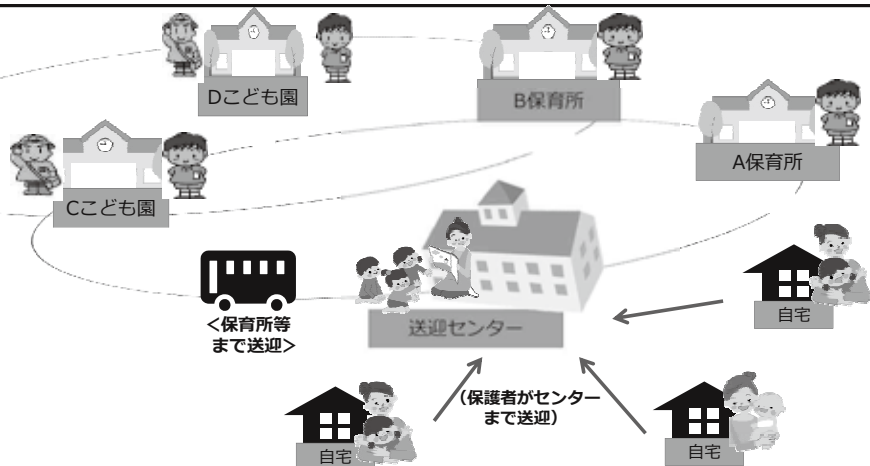
【代替屋外遊戯場送迎事業（平成28年度予算案に新規計上）】

都市部等においては、土地の確保が困難で保育所等と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難であり、付近の屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等）を利用している場合がある。このため、複数の保育所等が同じ公園等を屋外遊戯場として利用する場合などには十分な活動ができないことから、保育所等から遠距離にある場所についても利用することが可能となるよう、保育所等から公園等までの送迎バス等による児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する事業。

<事業の概要>

H28予算案（新規）

<公園等まで送迎>



資料7

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき取組を進めているところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計約21.9万人分(当初目標値20万人)の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は約45.6万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ 今後、25～44歳の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分とすることとする。



平成25年度 保育協定大員	平成26年度 保育協定大員	平成27年度 保育協定大員	平成28年度 保育協定大員	平成29年度 保育協定大員	5年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			

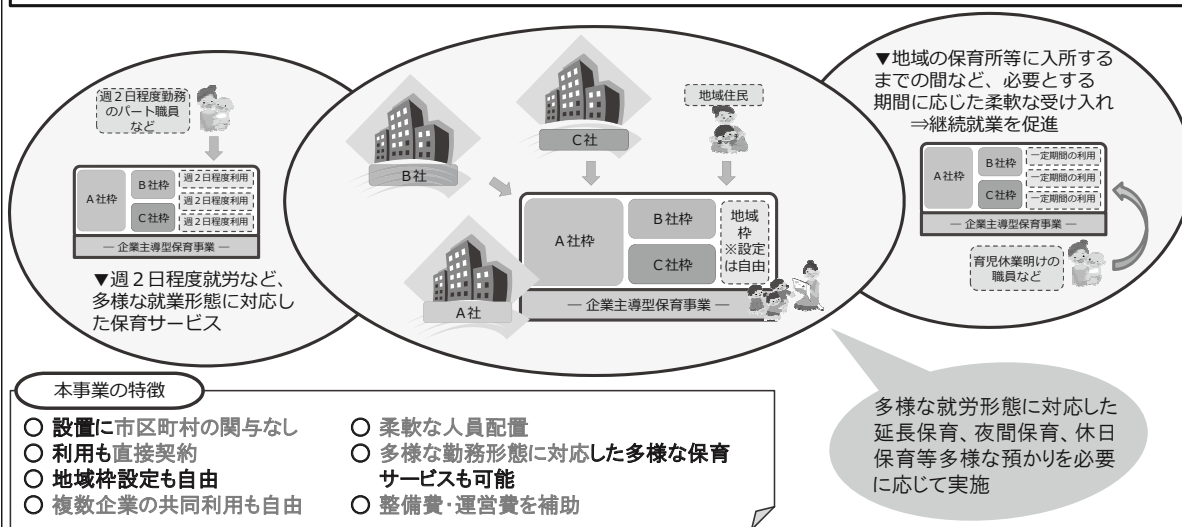
- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備（「ハコ」）
- ② 保育を支える保育士の確保（「ヒト」）
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

(平成26年度末) (平成27年4月) (平成29年度末)
 50万人分確保時の利用率
1、2歳児 : 35.1% → 38.1% → 48.0%
 <【参考】女性の就業率: 70.8%(2014年) → 77%(2020年)>

(注) 利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数
 平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

【平成28年度内閣府年金特別会計予算案:796.5億円(運営費:308.7億円 整備費:487.8億円)】

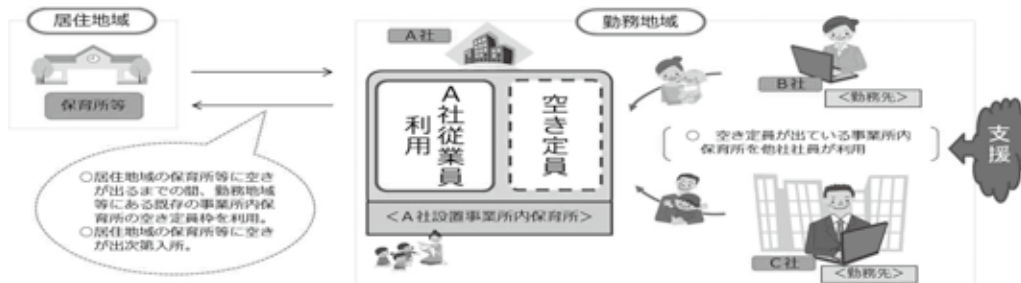
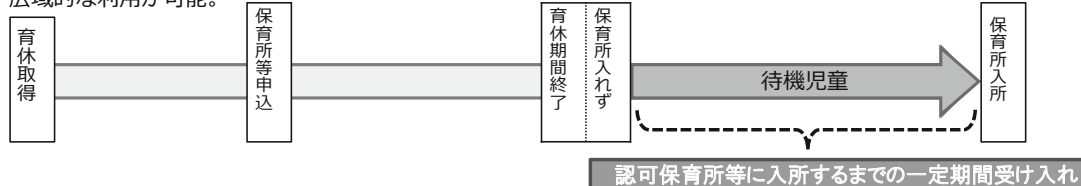
- ◎ 保育の受け皿拡大を進めているが、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、受け皿拡大を更に加速させる必要がある。
- ◎ 今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
- ◎ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。
- ◎ 運営費の他、施設整備費として151.8億円、改修費として336億円を計上。
- ※ 運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。



■ 事業所内保育有効利用支援について

- ◎ 既存の事業所内保育施設では、自社の従業員のみでは運営が安定しない、企業の持ち出しとなるケースも多いことから、企業主導型保育事業では、既存の事業所内保育施設の空き定員を有効利用する事業に対しても補助を行う。

- ▼ 既存の事業所内保育所で空き定員（自社の従業員だけでは利用者が埋まらない枠）を有効利用可能とする。
- ▼ 他社の従業員の子など等が利用した場合の運営費を補助する。
- ▼ 利用は直接契約とする。
- ▼ 各企業との連携やマッチングをコーディネート。
- ▼ 広域的な利用が可能。



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【平成28年度内閣府年金特別会計予算案】380,646千円

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

① ベビーシッター派遣事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円／1回当たり：双生児の場合は加算補助（補助額：9,000円／1回当たり））でベビーシッター派遣サービスを利用できるように利用に係る費用の一部を支援する。

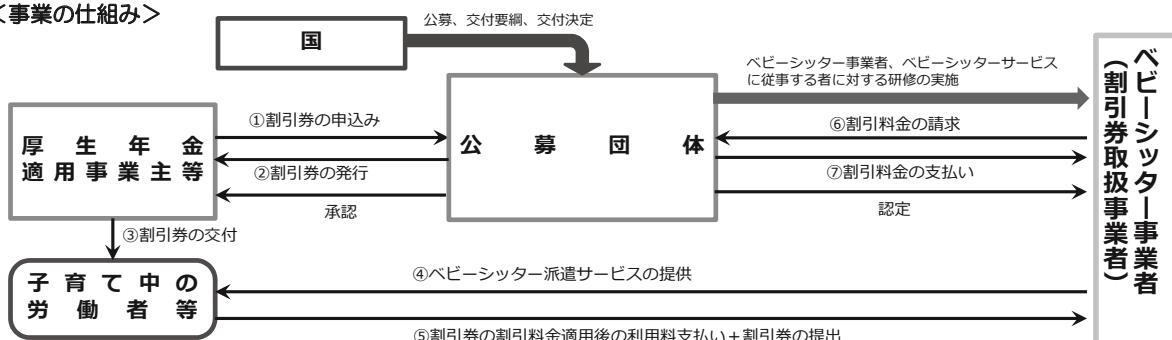
② ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<利用条件>

・所得制限 なし ・企業負担 大企業10% 中小企業5% ・就労のため（職場への復帰を含む）等に利用

<事業の仕組み>



病児保育普及促進事業

子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及を図るため、以下の事業を実施。

① 病児保育施設整備（子ども・子育て支援整備交付金）**（新）**

（事業内容）

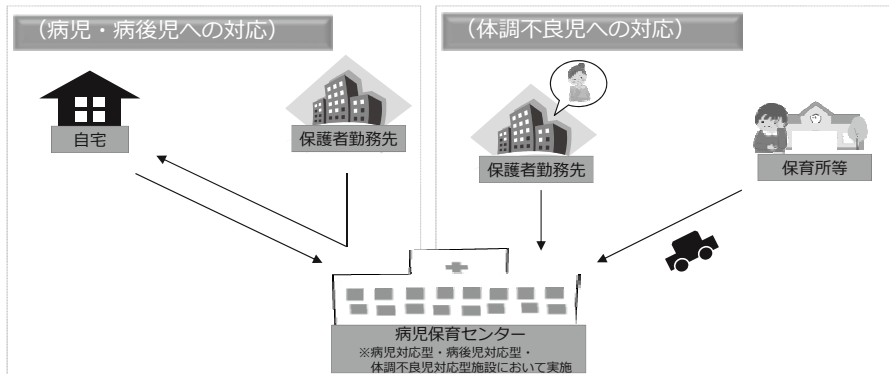
病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備等に係る費用を補助する。
医療機関、保育所等の改修費、単独設置施設の整備費等。

② 病児保育センター（子ども・子育て支援交付金）**（拡）**

（事業内容）

病児保育の拠点となる施設（※）に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する。

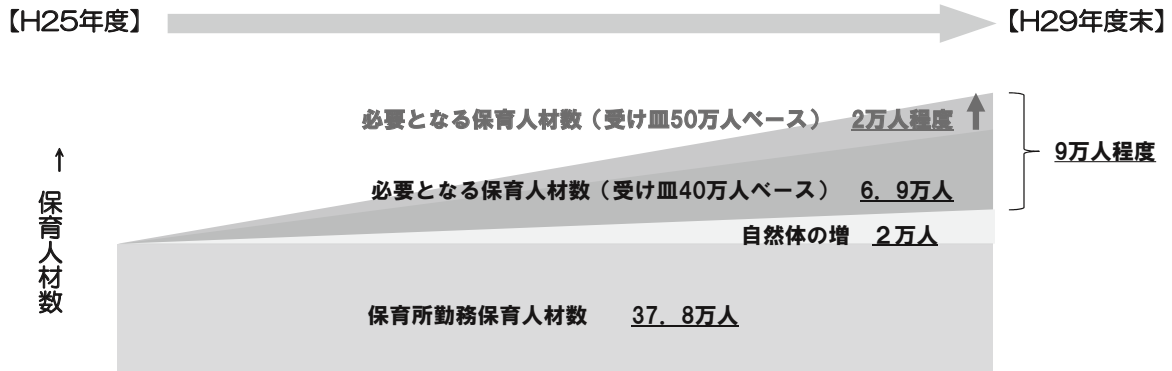
（※ 病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型施設において実施）



保育人材確保策

◆「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、その担い手である保育人材確保のための方策を図る。

◆平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材数(約9万人)の確保を目指す。



保育士確保の取組

①保育士資格の新規取得者の確保

【平成27年度までの取組】

- ・地域限定保育士試験など、保育士試験の年2回実施等
- ・保育士修学資金貸付
- ・現在保育所等に働いている者及び幼稚園教諭免許状所有者の保育士資格取得支援
- ・養成施設に対する就職促進支援事業 など

【今後の取組】

- ・保育士試験の年2回実施を行う都道府県の大幅拡大 など

②保育士の就業継続支援

【平成27年度までの取組】

- ・処遇改善(公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施)
- ・保育士宿舍借り上げ支援
- ・保育体制強化事業 など

【今後の取組】

- ・改善要望の強い勤務環境改善への対応の検討
- ・保育士のキャリアアップに対応した研修体系の再構築
- ・財源確保とともに、さらなる処遇改善を実施 など

③離職者(潜在保育士)の再就職支援

【平成27年度までの取組】

- ・ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援 など

【今後の取組】

- ・来年度に向けた採用時期に合わせたマッチング強化
- ・未就学児をもつ潜在保育士への保育料支援による再就職促進 など

新たな保育人材確保対策

【6. 9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ベース)

現在の保育人材確保策(保育士確保プラン)

- 保育士資格の新規取得者の確保
 - ・保育士試験の年2回実施
 - ・修学資金貸付 など

- 保育士の就業継続支援
 - ・処遇改善
 - ・保育士宿舍借り上げ支援
 - ・離職防止研修 など

- 離職者の再就職支援
 - ・保育士・保育所支援センターやハローワークによるマッチング支援 など

+

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- 修学資金貸付により保育士を目指す学生を支援
【27補正：155億円】
 - ・補助率の嵩上げ(3/4→9/10)
 - ・2年間貸付、保育所に5年勤務で返済免除

新たな保育人材を創出

- 人材交流等によるキャリアアップ体制の整備と学生の実習支援などを実施
【28当初：10億円】

保育士の就業継続支援

- 保育士を支える保育補助者を雇用し、保育所の勤務環境を改善
 - 保育補助者の雇上費の貸付支援
【27補正：353億円・補助率：9/10】
 - ・3年間雇上費用を貸付
 - ・保育士資格取得等で返済免除
 - 保育補助者(短時間勤務)の雇上費を補助
【28当初：118億円・補助率：3/4】
- 保育士が専門性の高い保育業務に専念できるよう、ICTの活用による業務の効率化や事故防止等のための子どもを見守るためのカメラの設置を推進
【27補正：148億円】
- 保育所等に勤務する若手保育士への巡回相談による支援
【28当初：13億円】
- 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて保育士等の待遇改善を行う(保育士平均+1.9%)
【27補正：93億円 ※28当初にも反映(177億円)】※7期時算定に計上
- 保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る
【28当初：4.3億円(子どものための教育・保育給付費の増大)】※内閣府予算に計上

職場定着を促進

多様な人材の活用

- 朝夕の保育士配置要件の弾力化などによる保育士の負担軽減【規制改革】

離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部の貸付けにより、離職した保育士への再就職を支援
【27補正：58億円・補助率：9/10】
 - ・就職準備金を20万円貸付
 - ・保育料の一部を1年間貸付
 - ・保育所に2年勤務で返済免除
- 保育補助者の雇用や保育所のICT化の推進などによる勤務環境の改善により、離職した保育士の就業意欲を促進
※再掲

潜在保育士の呼び戻し

平成29年度末までに必要となる9万人程度の保育人材の確保へ

地域限定保育士制度の概要

参考

1. 概要

- 平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得後3年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。
- 地域限定保育士試験は、8月に全国で行われる試験に加えて、2回目の試験として実施。

2. 実施時期(平成27年度)

地域限定保育士筆記試験：平成27年10月24日(土)・25日(日)
地域限定保育士実技試験：平成27年12月13日(日)

3. 実施自治体(平成27年度)

神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県(対象地域：成田市)

4. 受験手数料(平成27年度)

12,700円(手数料払込票の郵送料等が別途必要)

5. 受験者数(平成27年度)

10,598人(筆記試験)

保育士確保集中取組キャンペーン(平成28年1月～3月)

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしているが、その確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。
- 一方、平成26年度は14.6万人分の保育の受け皿を確保したが、平成27年度はさらに11.7万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍(最も高い都道府県では5倍以上)といった状況にあり、保育士確保が急務となっている。

来年4月の保育士確保に向け、「**保育士確保集中取組キャンペーン**」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就職促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

掘り起こしの強化

- リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
- 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
- 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
- 短時間正社員制度の導入など、保育所の勤務環境改善に向けた働きかけ
- 保育所OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省twitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施



ハローワークへの求職申込や保育士・保育所支援センターへの登録

就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- 来年4月までの保育士確保が特に急務な保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
 - ・年度内に充足が必要な求人提出保育所への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
 - ・就職面接会等の集中開催
 - ・保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供

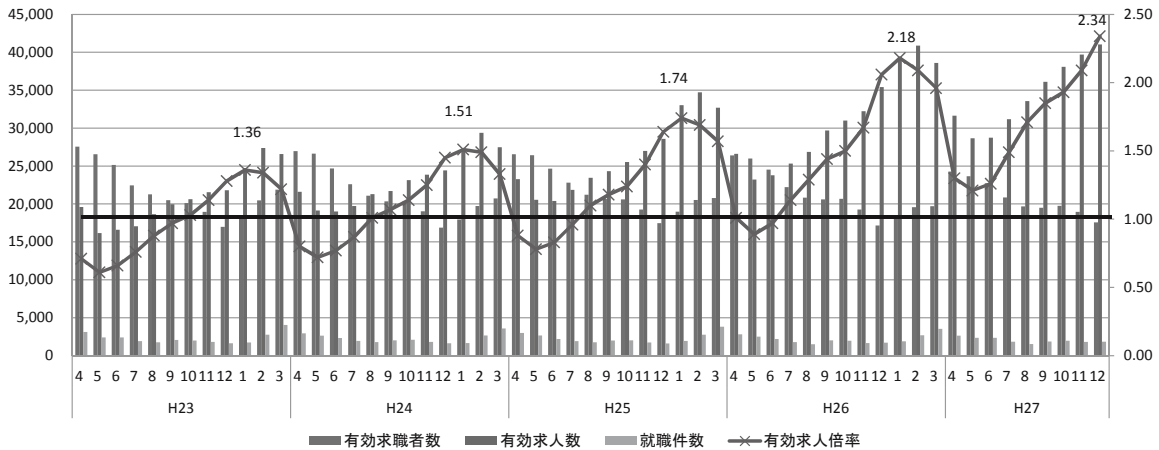


4月に向けた保育士の確保へ

資料12

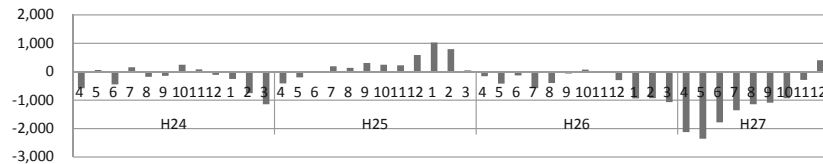
保育分野における人材不足の現状①

- 保育士の有効求人倍率は、毎年1月頃がピークとなっており、平成26年12月～平成27年2月では2倍を超え、年々高くなる傾向。
- 平成27年12月には、保育士の有効求人倍率は2.34倍となっており、今後も例年より高い水準となることが見込まれる。



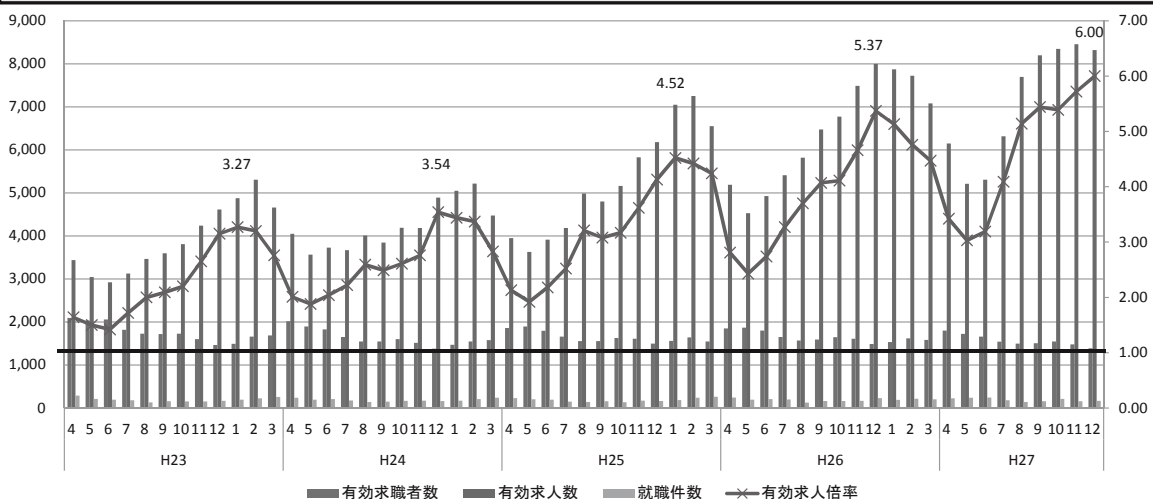
(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)
※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載

有効求職者数の対前年増減数(全国)



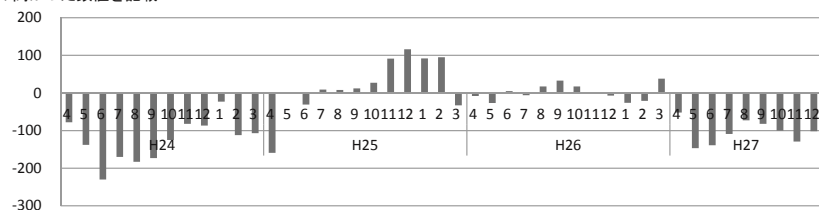
保育士の求人・求職の状況(東京都)

- 東京都は、全国で最も保育士の有効求人倍率が高く、平成26年12月～平成27年1月、平成27年8～12月は5倍を超える状況。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)
※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載

有効求職者数の対前年増減数(東京都)



厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一〇三 (略)

四 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第二項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
イ〇ハ (略)

2
3
4

附 則

(保育所の職員配置に係る特例)

第九十四条

保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第一項

厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事(指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第二項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号を除き、以下同じ。)が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2
3
4 (略)

附 則

第九十四条 削除

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第二項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準 二 四（略） 2・3（略） 第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、	第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第二項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、<u>附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準</u> 二 四（略） 2・3（略） 第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、

の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、常時置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

病児保育事業について			
	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保 育 士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等	■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所 等	■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭の保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること 等
交付実績（H26年度）	1,271か所 （病児対応型698か所、病後児対応型573か所） （延べ利用児童数 約57万人）	563か所	5か所
補助率	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3		

○ 質の改善（平成27年度～）

① 病児対応型、病後児対応型について、基本分補助単価の改善（利用児童の多い・少ないに関わらず助成する単価の改善）を行う。

*1施設当たり年額（病児対応型の場合）

(1)基本分	2,417千円
(2)改善分	2,417千円

② 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

平成27年12月28日
事 務 連 絡

（*1）「実施要綱（抜粋）」
職員の配置
病（後）児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師、又は助産師（「看護師等」）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病（後）児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

（*2）具体的な事例及び要件は以下のとおり。
【利用児童がいる場合】
看護師等の常駐を原則とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。
・病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
・病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接していること。
・看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけことができる職員体制が確保されていること。
・看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。
【利用児童がいない場合】
利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。
（*3）実施要綱についても、平成28年度当初の次回改正時にあわせて本内容について明記する改正を行う予定。

※ 本事務連絡は、『平成27年の地方からの提案等に関する対応方針』（平成27年12月22日閣議決定）に基づき周知するものです。
『平成27年の地方からの提案等に関する対応方針』（平成27年12月22日閣議決定）【抜粋】
6 義務付け・枠付けの見直し等
【厚生労働省】
（21）子ども・子育て支援法（平24法65）（内閣府と共管）
病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱」（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成28年4月を目途に改正する。

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）の職員配置について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、病児保育事業の実施に当たっては、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）により、実施方法等についてお示ししているところですが。
このうち、「病児対応型」及び「病後児対応型」の職員配置についても、実施要綱に規定しております。^{（*1）}その事業実施にあたっては、事故防止及び衛生面に十分ご配慮いただいた上で、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、職員の配置について柔軟な対応が可能となっております^{（*2）}ので、改めて周知致します。^{（*3）}
また、子ども・子育て支援交付金により、事業実施に必要な経費の一部を補助しているところですが、上記のような対応を取った場合には、職員の勤務実態等に応じた対象経費の範囲を定めるなど、適切な運営、補助金の執行等にご留意下さいますようお願い致します。
なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市（区）町村へのご周知方併せてお願い致します。

夜間保育の概要

1. 事業の目的・内容

- 保護者の就労形態の多様化に鑑み、保育を必要とする子どもを対象に、午前11時頃から午後10時頃までの概ね11時間開所する保育所等に対し、「子どものための教育・保育給付費負担金」のうち、「夜間保育加算」として給付する。
※上記の前後の時間については、延長保育事業にて対応。

2. 予算額等

- 予算額

<平成26年度> ・保育所運営費：458,111百万円 ・夜間保育推進事業：174百万円	→	<平成27年度> ・子どものための教育・保育給付費負担金 592,991百万円の内数
--	---	---
- 夜間保育所数：85か所（うち24時間開所：4か所）、定員3,162人（平成26年4月1日現在）

3. 実施主体及び実施要件

- （加算の要件）
- 【実施主体】「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、又は加算要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する認定子ども園（保育所型認定子ども園を除く）、事業所。
 - 【定員】20人以上
 - 【職員】・保育士等については、児童福祉施設設備運営基準等に定めるところにより所定の数を配置すること。
・施設長は、保育士（認定子ども園（保育所型認定子ども園を除く）にあっては、幼稚園教諭又は保育士）の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めること。
 - 【設備等】・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
・夜間保育所単独設置可。
・昼間保育所等に併設する場合には、管理部門等について運営に支障が生じない範囲内で共用も可能。

資料17

一時預かり事業について

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型	③ 余裕活用型	④ 居宅訪問型	⑤ 地域密着Ⅱ型
実施主体	市区町村（市区町村が認めた者への委託可）				
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定子ども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として保育所、幼稚園、認定子ども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定子ども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定子ども園	保育所、認定子ども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	設備基準 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準に準じて行う。 職員配置 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができる。※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。 研修を修了した保育士、家庭的保育者又はこれらの者と同等以上と認められる者。ただし、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。 担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置。担当者は2人を下ることはできない。保育士以外の担当者は、市町村が実施する研修を修了していること。				
実施か所数（平成26年度）	8,594か所	（※平成27年度創設）	179か所	（※平成27年度創設）	（※一般型の内数）

資料18

2 東京都の動き

1 東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱

26 福保子保第 2961 号平成 27 年 3 月 16 日福祉保健局長決定 27 福保子保第 1385 号平成 27 年 11 月 1 日 一 部 改 正

第 1 目的 東京都保育サービス推進事業補助金 (以下「補助金」という。) は、特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、取組に要する費用の一部を 予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

第 2 交付の対象施設 この補助金の交付の対象となる施設は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 39 条第 1 項に規定する保育所 (以下「保育所」という。) のうち、東京都の区域内に所 在し、子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 31 条の規定により区市町 村の確認を受け、適正な運営が確保されている、次の (1) 又は (2) に該当する施設 (以下「交付対象施設」という。) とする。

ただし、就学前の子どもに関する教育、保育 等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 3 条第 1 項に規定 する認定こども園の認定を受けた保育所を除く。

(1) 社会福祉法人，日本赤十字社，公益社団法人及び公益財団法人立の保育所

(2) 平成 27 年 3 月 31 日時点において、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱 (保育所)(平成 26 年 3 月 28 日付 25 福保子保第 2875 号) に基 づく交付対象施設であった個人，宗教法人及び一般財団法人立の保育所。ただし、設置者が変更となった場合は、交付対象施設としない。

2 前項の規定にかかわらず、次の (1) 又は (2) に該当する者は交付の対象としない。(1) 暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)(2) 法人その他の団体の代表者，役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴 力団員等 (暴力団並びに暴排条例第 2 条

第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。) に該当する者があるもの

3 次のいずれかに該当する交付対象施設に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(1) 児童福祉法，社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）又はこれらの法律に基づく

命令の規定に違反したもの

(2) 児童福祉法，社会福祉法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第 2(1) 及び (2) に規定する保育所の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置するもの (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について，度重なる指導にもかかわらず，改善しないもの又は改善の見込みがないもの (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について，度重なる指導にもかかわらず，改善しない社会福祉法人等又は改善の見込みがない社会福祉法人等が設置するもの

第 3 交付の対象経費

この補助金の交付の対象となる経費は，交付対象施設の運営費とする。

第 4 交付額の算定方法 この補助金の交付額は，次の 1 から 3 までにより算定した額の合計額（1,000 円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てる。）とする。なお，年度の途中に開設した施設については開設した日以降に実施した事業により算定し，年度の途中で廃止した施設（第 2(2) に該当する場合を含む。）については廃止した日までに実施した事業により算定する。

1 特別保育事業等推進加算 別表 1 に掲げる加算項目のうち，該当するものについて，同表に示す算定基準により算定した額の合計額

2 保育所地域子育て支援推進加算

(1) 別表 2 に掲げる加算項目のうち，基準以上実施しているものについて，同表に示す算定基準により算定した額。ただし，保育拠点活動支援を除く。

(2) 別表 2 に掲げる保育拠点活動支援を基準以上実施しているものについ

て、同表に示す算定基準により算定した額

3 第三者評価受審費加算 補助対象期間が属する年度及び直前の過去4年に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合において、次の(1)又は(2)により算定した額 (1) 補助対象期間が属する年度に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合 補助対象期間において、福祉サービス第三者評価(「東京都における福祉サービス第三者評価(指針)」の改正について(通知)(平成24年9月7日付24福保指指第638号))に規定するものをいう。以下同じ。)の受審及び結果の公表を行い、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。ただし、45万円を上限とする。

(2)(1)以外の場合 補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を行い、施設が評価機関に支払った額。ただし、60万円を上限とする。

第5 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金交付申請書(保-別記第1号様式)を東京都知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

第6 変更の交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする社会福祉法人等は、別に定める日までに補助金変更交付申請書(保-別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

第7 交付の決定等

知事は、第5又は第6による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、交付を決定し、申請者に通知する。

第8 補助金の交付方法

この補助金は、社会福祉法人等の請求に基づき、第7で決定した額の12分の1の額を各月末日までに交付する。

第9 事務委託 知事は、この補助金に係る事務の一部を当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

第 10 交付の条件 この補助金は、次の条件を付して交付する。

1 事情変更による決定の取消し等 知事は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項 社会福祉法人等は次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等 社会福祉法人等は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及

び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告 社会福祉法人等は、知事の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し書面により

報告しなければならない。

5 遂行命令及び遂行の一時停止命令

(1) 知事は、社会福祉法人等が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、社会福祉法人等に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 社会福祉法人等が(1)の命令に違反したときは、知事は、社会福祉法人等に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告書の提出 社会福祉法人等は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、6月5日までに実績報告書(保-別記第3号様式)を提出しなければならない。2の(2)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

7 補助金の額の確定等 知事は、6の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉法人等に通知する。

8 是正のための措置 知事は、7の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、社会福祉法人等に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずる。

9 決定の取消し (1) 知事は、社会福祉法人等が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消す。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ その他この交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

エ 補助金の交付決定を受けた者が第2の2に該当するに至ったとき。

(2)(1)の規定は、7の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

10 補助金の返還

(1) 知事は、1又は9の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(2) 知事は、7の規定により社会福祉法人等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

11 違約加算金及び延滞金 (1) 社会福祉法人等は、9の(1)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければな

らない。

(2) 社会福祉法人等は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。) を納付しなければならない。

12 違約加算金の計算

(1) 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における 11 の (1) の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

(2) 11 の (2) の規定により、社会福祉法人等が納付した違約加算金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

13 延滞金の計算

11 の (2) の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

14 他の補助金等の一時停止等 知事は、社会福祉法人等に対し、補助金の返還を命じ、社会福祉法人等が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、社会福祉法人等に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

15 財産処分の制限

(1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、平成 20 年厚生労働省告示第 384 号に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合に

は、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

(3) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産については、善良な管理の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

16 交付対象施設の運営上の留意事項 この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、交付対象施設の運営に当たっては、別表 4 に定める各事項に留意し、遵守しなければならない。

17 財務情報等の公表 この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、別に定めるところにより事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、知事に提出するとともに、利用者及び当該施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

18 施設に備える書類等 この補助金の交付を受ける社会福祉法人等は、別表 5 に定める書類を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しなければならない。

第 11 特別基準

特別の事情により、第 4 から第 10 までに定める算定基準、交付の手続等によること

ができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによることができる。

第 12 その他 この要綱に定める用語の定義は別紙に定めるものとする。

附 則 (平成 27 年 3 月 16 日付 26 福保子保第 2961 号)

第 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、適用する。

第 2 平成 27 年度の特例 平成 27 年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。ただし、平成 26 年 4 月 2 日以降に開設した施設については、本特例は適用せず、本則第 4 により算定した額とする。平成 26 年 4 月 1 日以前に開設し、平成 26 年度に分園を含めて東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)を受けていた施設のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降に分園が新たに認可保育所として開設した場合は、次の 1 から 4 までの「平成 26 年 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)の交付額」は分園に係る分は除いて算定する

ものとする。

1 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が、平成 26 年度東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）の交付額のうち特別保育事業等推進加算及び保育所地域子育て支援推進加算の合計額（以下「26 年度交付額」という。）と同額又は上回る場合で、その差額が 200 万円以下の場合は、本則第 4 により算定した額とする。

2 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が 26 年度交付額を上回る場合で、その差額が 200 万円を超える場合は、平成 26 年度交付額に 200 万円を加え、本則第 4 の 3 の額を加えた額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

3 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が 26 年度交付額を下回る場合で、その差額が 100 万円以下の場合は、本則第 4 により算定した額とする。

4 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が 26 年度交付額を下回る場合で、その差額が 100 万円を超える場合は、26 年度交付額から 100 万円を差し引いた額に本則第 4 の 3 を加えた額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

第 3 平成 28 年度の特例 平成 28 年度については、本則の規定にかかわらず交付額の算定は次による。ただし、平成 26 年 4 月 2 日以降に開設した施設については、本特例は適用せず、本則第 4 により算定した額とする。平成 26 年 4 月 1 日以前に開設し、平成 26 年度に分園を含めて東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）を受けていた施設のうち、平成 27 年 4 月 1 日以降に分園が新たに認可保育所として開設した場合は、次の 1 から 4 までの「平成 26 年 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（保育所）の交付額」は分園に係る分は除いて算定するものとする。

1 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が 26 年度交付額と同額又は上回る場合で、その差額が 400 万円以下の場合は、本則第 4 により算定した額とする。

2 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が 26 年度交付額を上回る場合で、その差額が 400 万円を超える場合は、平成 26 年度交付額に 400 万円を加え、

本則第 4 の 3 の額を 加えた額 (1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。) とする。

3 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が 26 年度交付額を下回る場合で、その差額が 200 万円以下の場合は、本則第 4 により算定した額とする。

4 本則第 4 の 1 及び 2 の合計額が 26 年度交付額を下回る場合で、その差額が 200 万円を超える場合は、26 年度交付額から 200 万円を差し引いた額に本則第 4 の 3 を加えた額 (1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。) とする。

附 則 (平成 27 年 11 月 1 日付 27 福保子保第 1385 号)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、適用する。

3 区市町村の動き

○ 保育の基準と地域格差

(1) 0 歳児保育面積について

都内各区市町村では、0 歳児の必要面積を 5 m²としているが、江戸川、目黒等が 3.3 m²を可としている。逆に調布は 5.5 m²としている。

なお、定員外入所、年度途中入所については、昭島、あきる野、羽村、府中、武蔵村山、日の出、瑞穂、奥多摩等が 3.3 m²を可としている。

(2) 1 歳児の配置について

1 歳児の職員配置は、一般的に児童 5 人に対し保育士 1 名としているが、江戸川、あきる野、八王子、日の出、瑞穂、奥多摩が児童 6 人に対し保育士 1 名で可としている。

(3) 10 人区分加算について

国の保育単価の 10 人区分制が実現したことにより、現在、（区？）市町村では子育て推進交付金の 10 人区分加算と二重加算になっているが、江戸川、府中が二重加算を解消している。

(4) 地域手当について

地域手当は都内各区市町村で 0 %地域（その他の地域）～ 18 %地域（特別区）までであるが、これについても子育て推進交付金の「一般保育対策費」で加算されており、二重加算となっているが、これについての調整の有無は情報がない。また、従来の級地加算では都内全域 12 %加算（特別区加算）で是正されていたのに対し、現状では地域格差が著しい。

4 羽村市の動き

○ 公立保育園民営化

かやの実社事業報告，かやの実保育園事業報告に記載。

○ 認可保育所整備

かやの実社事業報告，かやの実保育園事業報告に記載。

かやの実社 27 年度 事業報告

かやの実社保育理念

かやの実社は、我が国の児童憲章と児童福祉法、ならびに国連の児童権利宣言に基き設立され、保育所を運営している。両親にとって大切な子を預かり、国や人類の明日を担う大切な宝との考えに立ち、家庭と相談、協力し合って、子ども達の心と体と知恵が健やかに育つよう努める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

子どもは人類の宝、私たちの未来。子どもは非常に不安定な存在であるとともに、無限の可能性を持っている。本法人では、創立以来卒園証書に一つの言葉を書き続けている。

「いきていることを すばらしいと おもうおとなに なってください」と。

そのように育てるのは私たち大人の義務であり、責任でもある。

かやの実保育園では、生まれ育った日本の文化を後の世に伝えるだけでなく、地球の上には沢山の民族があり異なった文化があることに目を向け、理解し合い認め合い、交流していくことの大切さも、子どもたちに伝えていきたいと考えている。

かやの実社基本方針

- 1 ひとりひとりを大切にする
- 2 保育園の日課、生活リズムを大切にする
- 3 日本民族の伝承の歌として「わらべうた」をこどもたちに伝える
- 4 日本の伝承文化、和太鼓を子どもたちに伝える
- 5 異年齢保育を行う
- 6 食育と調理保育を行う
- 7 地域支援を行う
- 8 異文化交流を行う

法人の状況

役員・職員

理事長 勝山 明里（かやの実保育園 職員）

理事 武藤 清美（かやの実保育園 園長）

理事 勝山 妍子（スーパーバイザー）

理事 山本 壽夫（大学教授・経営コンサルタント）

理事 二上 護（弁護士）

理事 川井 富美子（元社会福祉協議会監事）

理事 今 裕司（老人デイサービス施設 施設長）

理事 奥積 アイ（社会福祉法人 理事長）

理事 田中 雄二（監事へ交代・保育園 園長）

理事 小玉 充（田中理事より交代・保育園 園長）

監事 石井 賢郎（公認会計士）

監事・苦情処理第三者委員 両角 則子（退任・社会福祉法人 理事長）

田中 雄二（両角監事より交代・保育園 園長）

苦情処理第三者委員 今井 まち子（看護師・青梅市役所 相談員）

事務局 勝山 真澄（さくら保育園 園長）

事務局 泉井 敦子（法人統括事務責任者 かやの実保育園事務長）

Ⅰ．理事会開催状況

1. 平成 27 年度第 1 回理事会

出席理事 7 名，出席監事 1 名

日時：平成 27 年 4 月 21 日(火)

午前 10 時より

場所：かやの実保育園職員室

議題

第 1 号議案：さくら保育園施設整備事業入札

第 2 号議案：入札結果報告（不成立のため無し）

第 3 号議案：その他（なし）

結果：入札不成立ながら最低入札業者との個別交渉に決定。

2. 平成 27 年度第 2 回理事会

出席理事 7 名，出席監事 0 名

日時：平成 27 年 4 月 30 日(木)

午後 2 時より

場所：かやの実保育園職員室

議題

第 1 号議案：さくら保育園入札結果について

第 2 号議案：再入札の検討

第 3 号議案：給与規定の一部改訂

結果：東京都より再度入札するよう指示があり，再入札を検討。給与規定の一部改訂は全員一致で可決。

3. 平成 27 年度第 3 回理事会

出席理 6 名，出席監事 0 名

日時：平成 27 年 5 月 19 日(火)

午後 3 時より

場所：かやの実保育園職員室

議題

第 1 号議案：さくら保育園施設整備事業第 2 回入札実施結果の確認

第 2 号議案：落札業者カトービルドシステムとの契約

第 3 号議案：その他（なし）

結果：すべて全員一致で承認。

4. 平成 27 年度第 4 回理事会

出席理事 8 名，出席監事 1 名

日時：平成 27 年 5 月 26 日(火)

午前 10 時 30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第 1 号議案：さくら保育園施設整備事業工事請負契約について

第 2 号議案：平成 26 年度決算案

第 3 号議案：平成 26 年度事業報告案

第 4 号議案：その他（なし）

結果：すべて全員一致で可決承認。

5. 平成 27 年度第 5 回理事会

出席理事 8 名，出席監事 2 名

日時：平成 27 年 9 月 1 日(火)

午前 10:30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第 1 号議案：役員人事（補充）案

第 2 号議案：平成 27 年度第一次補正予算案

第 3 号議案：その他（なし）

結果：すべて全員一致で可決承認。

6. 平成 27 年度第 6 回理事会

出席理事 7 名，出席監事 1 名，次期役員候補小玉充

日時：平成 27 年 10 月 6 日(火)

午前 10 時 30 分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第 1 号議案：役員人事（補充）案

結果：新理事，小玉充，理事から監事へ異動，田中雄二で全員一致で承認。

第 2 号議案：さくら保育園園舎建設進捗状況

結果：全員一致で承認。

第3号議案：社会福祉法改正とマイナンバー制度導入について
結果：すべて全員一致で、導入に向けて検討を進めることを決定。
第4号議案：その他（なし）

7. 平成26年度第7回理事会

出席理事6名，出席監事1名
日時：平成26年11月11日(水)
午前10時30分より
場所：ピエモンテ会議室
議題

第1号議案：さくら保育園基礎工事不具合について
第2号議案：その他（なし）
結果：すべて全員一致でアンカーボルトとスチールプレートで補強を決定。

8. 平成27年度第8回理事会

出席理事9名，出席監事2名
日時：平成27年12月15日(火)
午前10時30分より
場所：ピエモンテ会議室
議題

第1号議案：さくら保育園基礎補修工事結果について
結果：全員一致で承認。
第2号議案：マイナンバー制度について
結果：規定の整備など，時間を掛けて検討することを決定。
第3号議案：平成27年度第二次補正予算案
結果：全員一致で承認。
第4号議案：その他（なし）

9. 平成27年度第9回理事会

出席理事7名，出席監事2名
日時：平成28年2月22日(火)
午前10時30分より
場所：ピエモンテ会議室
議題

第1号議案：さくら保育園進捗状況について

第2号議案：平成28年度給料案

第3号議案：平成27年度第三次補正予算案

第4号議案：さくら保育園定員変更案

第5号議案：さくら保育園施設見学実施

結果：全員一致で全て承認。

10. 平成27年度第10回理事会

出席理事6名，出席監事2名

日時：平成28年3月23日(火)

午前10時30分より

場所：ピエモンテ会議室

議題

第1号議案：さくら保育園部分竣工

第2号議案：平成28年度事業計画案

第3号議案：平成27年度第四次補正予算案

第4号議案：諸規定の整備

結果：1～3号議案はすべて全員一致で可決承認。第4号議案は次回以降へ持ち越し。

Ⅱ．社会福祉法人かやの実社の運営する施設と事業

1. かやの実保育園

東京都羽村市栄町 2 丁目 1 番地の 5

- ① 認可保育所 かやの実保育園
- ② わらべの実
- ③ 老人施設交流事業
- ④ 年末保育

平成 27 年度かやの実保育園事業報告書記載。

2. さくら保育園

平成 25 年 10 がつより社会福祉法人かやの実社ならびに羽村市と共同運営を開始。平成 26 年 4 月 1 日より社会福祉法人かやの実社の単独運営となった。

平成 27 年度さくら保育園事業報告書記載。

3. わらべうたと遊びの広場「花いちもんめ」

かやの実保育園 1 階ホールで実施

平成 25 年度かやの実保育園事業報告書記載。

Ⅲ．中長期事業

1. 社会福祉法人かやの実社長期資金計画，施設整備計画（詳細別紙）

Ⅳ．経営分析

1. 子ども子育て支援新制度（地域手当 26 年度 0%⇨ 27 年度 10%）

平成 27 年度当初予算は保育単価で編成，第一次補正予算より新制度とした。

表 1. 社会福祉法人かやの実社合算平成 26 年度資金収支計算書（決算）

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	333,506,772	318,980,988	14,525,784
施設整備等による収支	28,500,000	31,241,400	-2,741,400
その他の活動による収支	24,627,540	33,599,540	-8,972,000
予備費			0
当期資金資金収支差額合計			2,812,384
前期末支払資金残高			21,885,867
当期末支払資金残高			24,698,251

表 2. 社会福祉法人かやの実社合算平成 27 年度資金収支計算書（決算）

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	427,126,139	353,767,458	73,357,681
施設整備等による収支	280,420,000	321,646,118	-41,226,118
その他の活動による収支	60,871,600	70,988,193	-10,116,593
予備費			0
当期資金資金収支差額合計			22,014,970
前期末支払資金残高			24,698,251
当期末支払資金残高			46,713,221

2. 決算報告書（別紙）

3. 損益分岐点（別紙）

4. 経営分析表（別紙）

5. 経営状況推移（別紙）

V さくら保育園施設整備

1. 資金表 (暫定)

さくら保育園施設整備資金表

収入・財源		支出						
27年度補助金		費目	26年度			27年度		
安心子ども基金	196,315,000	仮園舎	借地代金	清水 亮一	H26年4月～H27年2月	1,100,000	清水 亮一	H27年3月～
福祉医療機構	100,000,000						仮園舎駐車場(清水亮一)	H27年5月～
合計	296,315,000	本園舎前空地	借地代金				羽村 彰	H27年5月～
自己財源(25年度末積立金)		象地域設計	設計業務委託費・報酬額	H26年8月29日(本部)	1,577,000	設計業務委託費・報酬額	H27年6月04	
法人	31,665,577			H26年9月24日(本部)	4,730,000		H27年8月24	
市施設整備	23,465,577			H27年3月26日(本部)	10,260,000		H27年12月	
その他の積立金	8,200,000		建築等確認申請			H28年03月		
施設(かやの実)	38,405,380			H27年2月25日(かやの実)	540,000	H27年4月28		
保育所施設設備	7,500,000					H27年6月02		
都施設整備	4,805,380	その他工事	地質調査・シマ地質(株)	H27年2月25日	270,000	新園舎敷地平板載荷試験	H27年7月3	
市施設整備	26,100,000					地下タンク撤去・サカエエネルギー	H27年5月30	
自己財源(26年度末積立金増)								
施設(かやの実)	10,500,000							
保育所施設設備	10,500,000	仮園舎建物関係				日成ビルド	H27・4月・09	
施設(さくら)	10,000,000						H27・5月・08	
市施設整備	10,000,000					仮園舎リース	H27・5月～ト	
自己財源合計	90,570,957	園舎引越				東芝ロジスティクス	H27年5月30	
						東芝ロジスティクス	H28年03月	
		本園舎建築				カトービルド	H27年5月28	
						カトービルド	H27年9月30	
		26年度施設整備計				18,477,000	27年度施設整備計	
		遊具関係 (経常経費)	ニレ工房・机・椅子	見積・7月30日理事会承認2,975,400		ニレ工房・中間金	H27年5月	
			ニレ工房・前渡金	H26年9月1日	1,000,000	ニレ工房・残金	H28年4月	
			便器交換、ウォシュレット	H26年5月30日	283,800	ジャクエツ・配膳台	H27年5月30	
			会計ソフト・チャイルド	H26年5月30日	129,000	まな板殺菌庫・ホシザキ	H27年5月30	
			ノートパソコン	H26年5月31日	181,440	離乳食椅子・テーブル	H27年7月30	
			和太鼓、関連用品	H26年5月32日	412,000	コット・シーツ追加	H27年9月30	
			レスキュー高性能浄水器	H26年6月30日	299,400	チャイルド・避難車	H27年10月	
			桃源堂・コット・シーツ	H27・3月・31日	837,864	ままごとセット	H28年03月	
						衝立て	H28年03月	
						チャイルド・オムツ交換台	H28年03月	
						ナガサワ・タオル掛	H28年03月	
						その他・かご	H28年03月	
						ジョイントカーベット	H28年03月	
						ロールカーテン等	H28年03月	
						事務机、職員机	H28年03月	
						耐火金庫	H28年03月	
						職員ロッカー	H28年03月	
		26年度 事業経費支出計				3,143,504	27年度 事業経費支出計	
施設整備財源	386,885,957		26年度支出済額			21,620,504	27年度支出見込額	
施設整備支出	372,878,195	その他の自己財源(26年度末現在)		26年度事業経費実績		27年度事業経費余力見込		
収支差額	14,007,762	修繕積立金	20,296,000	事業経費財源	3,143,504	さくら		
事業経費財源	26,313,504	人件費積立金	11,000,000	事業経費支出	3,143,504	かやの実		
事業経費支出	13,942,648	合計		事業経費収支	0	合計		
収支差額	12,370,856						事業経費財源	
財源合計	413,199,461	26年度支払い済	21,620,504				事業経費支出	
支払額合計	386,820,843	27年度支払見込	189,152,339				事業経費収支見込	
収支差額	26,378,618	28年度支払見込	176,048,000					

	28年事業常経費見込	
10,000,000	事業経費財源	3,170,000
10,000,000	事業経費支出	3,170,000
20,000,000	事業経費収支	0

安心子ども基金(定員71-100)	27年度	市試算1	
基準額	224,348,000		27年度
特殊付帯工事	17,900,000	26年度	5,301,000
解体撤去	4,840,000	26年度	10,844,000
仮設施設	9,900,000		
放課後児童クラブ	0	公費負担	
設計料加算(総事業費の5%)	14,850,000	国2/3	149,592,000
開設準備(3歳児単価1/2×定員増)	102,225	都1/8	28,033,000
土地借料補助加算	0	市1/12	18,690,000
地域の余裕スペース活用促進	0	公費負担計	196,315,000
解体撤去	4,840,000	自己負担1/8	28,033,000
合計	276,780,225	合計	224,348,000

基準額	224,120,000		27年度
特殊付帯工事	17,900,000	26年度	5,301,000
解体撤去	4,840,000	26年度	10,844,000
仮設施設	9,900,000		
放課後児童クラブ	0	公費負担	
設計料加算(総事業費の5%)	14,850,000	国2/3	149,413,333
開設準備(3歳児単価1/2×定員増)	102,225	都1/8	28,015,000
土地借料補助加算	0	市1/12	18,676,667
地域の余裕スペース活用促進	0	公費負担計	196,105,000
解体撤去	4,840,000	自己負担1/8	28,015,000
合計	276,552,225	合計	224,120,000





